

# 山梨県公報

第百八十六号

令和三年

四月二十六日

月 曜 日

## 目次

- 告示  
○道路の供用開始(二件)……………一九一  
○落札者の決定について(二件)……………一九一  
人事委員会  
○令和三年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………一九二  
監査委員  
○監査の結果に基づく措置状況……………一九九

## 告示

### 山梨県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字川久保向六〇 六一番二地先から 北都留郡小菅村字川久保四七四 一番一地先まで	二四五・一	令和三年四 月二十六日

### 山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 百三十九号  
三 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一番一 地先から 北都留郡小菅村字川久保左岸堤防敷地先 まで	旧	六・七	二五・二
	新	一一・四 一五・七	二五・二

## 公告

### 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年四月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務

(一) 名称 クラウドサービスによるグループウェア等構築業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十二日

四 落札者

(一) 名称 株式会社YSKeicom

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 落札金額 八億四千四百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年二月八日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年四月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務

(一) 名称 行政情報ネットワーク改修業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十二日

四 落札者

(一) 名称 株式会社YSKeicom

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 落札金額 一億四千三百三十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和三年二月八日

人事委員会

● 令和三年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について

令和三年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

令和三年四月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	57名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	8名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅰ	1名程度	主に保健所等で精神障害者やその家族への援助・相談、社会復帰のための支援等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	4名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で相談支援等の業務に従事する。
	薬剤師	2名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	11名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	14名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	5名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	2名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設（建築設備を含む）の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	畜産	2名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	保健師	3名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	司書	1名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	富士山世界遺産センター等において、富士山を中心とした歴史学の調査研究、展示の企画運営、教育普及活動、国内外への情報発信等の業務に従事する。
	文化財主事	1名程度	県文化振興・文化財課及び埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用、展示等の業務に従事する。
	研究（林業）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する研究等の業務に従事する。
	研究（電子）	3名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に電子に関する研究等の業務に従事する。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

ア 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者）

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成10年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とする。

試験職種	資格・免許等
社会福祉Ⅰ	社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は令和4年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は令和4年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員Ⅱ	学芸員の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
  - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
  - ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - イ 社会福祉士の資格を有する者
  - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
  - エ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

- ③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者
- ④精神保健福祉士・厚生労働大臣の行う「精神保健福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師、司書、学芸員Ⅱ及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師、司書、学芸員Ⅱ及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

### 3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

5月10日（月）

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込

- ・5月10日（月）から5月25日（火）まで

- ・5月25日（火）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中常時受付

## 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	6月20日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 7月4日(日)	
	第2回 7月31日(土)～8月6日(金)のうち 指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

※試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。

変更する場合は、山梨県/職員採用サイトで公表する。

## 5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答し、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答する。
		行政Ⅱ 20点	
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・司書は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・学芸員Ⅱ及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
			表現力、積極性、創造性等について個別面接(2回)を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※令和3年度は、実施職種なし。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途点字又は拡大文字で印刷された試験問題を使用することができる場

合がある。

- ※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	6月25日（金）
イ 最終合格者発表	8月20日（金）

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約195,300円（令和3年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「令和3年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

## (別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅰ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、心理学概論（社会心理学を含む。）、教育心理学、社会調査
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論
学芸員Ⅱ	歴史学、博物館学、語学（英文和訳）
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
研究（電子）	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

# 監査委員

## 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和三年四月二十六日

山梨県監査委員 中澤 和樹  
 同 小泉 久司  
 同 久保田 松幸  
 同 早川 浩

定例監査（令和2年度上期分）

(1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和2年11月30日発行（山梨県公報号外第50号）山梨県監査委員告示第9号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	スボーツ振興局 スボーツ振興課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月30日、8月6日
監査の結果	講じた措置
<p><b>〔指導事項〕</b> 1件（物品1）</p> <p>1) 小瀬スボーツ公園情報システムサーバ機器等に係る貸借借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 貸借借物品について、占有物品受入調書を作成することを担当者が認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 直ちに占有物品受入調書の作成を行った。今後は、小瀬スボーツ公園情報システムサーバ機器を始めとした貸借借物品の移動があった場合には、占有物品受入及び引出調書の作成を速やかに行うことを課内に周知徹底するとともに、小瀬スボーツ公園情報システムサーバを分掌する担当者及び担当課長補佐の引継書に明記することとし、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	県民生活部 県民生活総務課（バスポートセンター）
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月6日、8月6日
監査の結果	講じた措置
<p><b>〔指導事項〕</b> 3件（給与3）</p> <p>1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族等による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 認定時に関係職員が扶養手当制度について認識不足であった。</p> <p>(今後の対応策等) 監査終了後、扶養親族等を出し処理を行った。</p> <p>今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 該当所属における入力に誤っていたが、関係職員によるチェックが不十分であり、誤りに気づかないまま認定していた。</p> <p>(今後の対応策等) 監査終了後、誤りを修正し、追給を行った。また、部内の各所属に対し、特に振替があった</p>

<p>3) 通勤手当の認定において、次のとおり不備があった。</p> <p>①通勤届の決定事項欄には手当額の基準となる法定距離を記入すべきところ、未記入のまま認定されているものがあった。</p> <p>②職員が公署よりも遠い駐車場を借りている場合は、公署まで一般に利用しうる最短の距離により認定すべきところ、駐車場までの距離により行われていた。</p> <p>③駐車場料金を増減が生じた場合は、手当額の改定の有無に関わらず認定を行うべきところ、消費税増税後の料金による認定が行われていなかった。</p> <p>④通勤方法の届出が原付自転車であつたにもかかわらず、徒歩により認定されていたものがあつた。</p>	<p>場合には、改めて誤りがなければ確認するよう依頼した。</p> <p>今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 通勤手当認定時に関係職員によるチェックが不十分であつた。 (今後の対応策等) 監査終了後、記入漏れを修正、再認定を行い、必要なものについては追給を行った。 今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
--	--

監査対象機関	県民生活部 県民安全協働課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月25日、8月6日
監査の結果	謹じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (予算1、物品1)</p> <p>1) 国からの委託業務である地域人権啓発活動活性化事業(人権啓発推進事業費)について、予算の議決前に国に請書を提出していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 本事業に関する事務手続きを定めている「人権啓発活動地方委託要綱」によると、国からの委託申入れに対し県が承諾した時は、請書を「申し入れを受けた日から起算して14日以内」に提出することとなっているが、受けた日を国からの通知日と解釈しており、請書の提出日が予算議決前になっていた。 (今後の対応策等) 請書の提出は、予算議決後とする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 切手購入後、直ちに受払簿に記載しておらず、結果として記載を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 郵便切手を購入した場合は、直ちに受払簿に記載することを課員に周知・徹底するとともに、郵便切手の受払の際には、総括課長補佐が受払簿への記載をその都度確認することとした。</p>

監査対象機関	リニア交通局 リニア未来創造・推進課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月2日、7月10日
監査の結果	謹じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 貸借物品である広幅複合機について、財務規則第168条に定める占有物品抽出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 本機器は、平成27年度に新設されたリニア用地事務所に設置するため、リニア推進課で貸借契約し占有物品受入調書を作成したものである。 その後はリニア用地事務所で管理し、5年後の令和2年4月1日に更新契約を行ったが、職員間の引き継ぎが不十分であつたことから、リニア推進課において占有物品抽出調書の作成漏れが生じた。 (今後の対応策等) 直ちに作成されてなかった調書について作成した。職員間の引き継ぎや、物品の貸借、返却時には確認を徹底する。</p>

監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月7日、8月31日
監査の結果	謹じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (支出1、給与1)</p> <p>1) 前渡資金精算後の返納金は、公金の安全性に鑑みて、直ちに正しい入処理を行うこととされているが、短期・中期海外派遣研修に係る負担金の支払いについて、令和元年5月17日に行われた精算後の正しい入扱いが令和2年2月13日付けで起算されておらず、直ちに正しい入処理が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 同研修に係る旅費(借入金)に不足が生じることが明らかだったため、正しい入処理を旅費精算時まで保留することにより、県負担の軽減を図つたもの。 前渡資金は金融機関口座に預け入れられていることから、公金の安全性が確保されていると判断していた。 (今後の対応策等) 今後同様の事務をする際は、直ちに正しい入処理を行うこととするよう、職員に周知徹底を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 面談や電話により繰り返し返納を求めたが、これまで本人から収納されていない。 (今後の対応策等) 引き続き本人へ粘り強く督促していく。</p>

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月8日、8月31日